

下仁田町

最終更新 : 2023/8/18

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	結婚祝金支給制度 対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方 内 容：結婚したカップル1組につき5万円を支給 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	結婚新生活資金助成制度 対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・夫婦合算した年間所得が400万円未満である、年齢39歳以下の夫婦 ・租税並びに水道料金を滞納していない方 ・過去に本制度に基づく助成を受けたことがない方 内 容：住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせ上限30万円の助成 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	不妊治療費助成制度 対象者：・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が45才未満であること 内 容：・特定不妊治療（体外授精、顕微授精等）・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 問合せ：《保健課 保健予防係》 TEL：0274-82-5490
	出産祝金支給制度 対象者：・町の住民基本台帳に記載された後12ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方 内 容：1子30万円を支給 問合せ：《住民税務課 住民係》 TEL：0274-82-2112
	育児支援金支給制度 対象者：・本町に12箇月以上住所を有する満1歳から満5歳までの児童を養育する保護者 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方 内 容：児童1人につき10万円を支給 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL:0274-64-8803

類 分	事業名 （対象者・内容）
	入学祝金 対象者： ・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学時において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有する方 ・保護者が、町税等を滞納していない方 内 容： 小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき10万円支給※ただし、現金7万円、下仁田町商業協同組合商品券3万円 問合せ： 《福祉課 福祉係》 TEL:0274-64-8803
子育て支援	子ども医療費無料化 対象者： ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども 内 容： ・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施。ただし、15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費については申請が必要 ※令和5年10月から、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで申請不要で医療費無料化 問合せ： 《福祉課 国保係》 TEL：0274-64-8801
	保育所・認定こども園 保育料無料化事業 対象者： 【要件】 ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること ・保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと 内 容： 対象児童の保育料無料化 問合せ： 《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	保育所・認定こども園 主・副食費無料化事業 対象者： 【要件】 ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること ・保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと 内 容： 対象児童の主・副食費無料化 問合せ： 《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	学校給食費無償化 対象者： 下仁田町内に住所を有し、下仁田町の小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者・監護者。 内 容： 学校給食費無償化 問合せ： 《教育課 学校給食係》 TEL：0274-82-2542

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅支援	空き家等利活用推進事業 対象者： 内 容：下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809
	定住促進奨励金制度 対象者：・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方 ・租税および水道料金等の滞納がない方 内 容：固定資産税が課税される当初の年度に30万円を一括交付 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809
	下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者：町内に住む勤労者（個人事業主、農家、無職は対象外）で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。 内 容：対象額：借入資金のうち400万円以内 利子補給率：借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。 利子補給期間：3年間 問合せ：《商工観光課 商工観光係》 TEL：0274-64-8805
	町営住宅の紹介 対象者： 内 容：町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。（入居者要件有） 問合せ：《建設水道課 管理係》 TEL：0274-64-8807
	下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業 対象者：「ぐんま優良木材」を構造材に使用して、町内に自ら居住する目的で住宅を新築する方。 内 容：補助条件 ・構造材の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること。 ・住宅の延床面積が80㎡以上280㎡未満であること。 ・県内に事業所のある業者による施工であること。 補助金額 ・延床面積 80㎡以上280㎡未満 5,000円/㎡（上限1,000千円） ・加算措置 町内事業者施工・地域材利用 各30万円 問合せ：《農林課 林業係》 TEL：0274-64-8806

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅 支 援	空き家等利活用支援事業補助金 対象者： 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空き家等所有者、又は空き家等所有者から空き家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方 ※条件例 ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方 ・空き家等の所有者で3親等以内の親族でない方 内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809
	空き家等利活用片付け支援事業補助金 対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方（3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。） ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者 内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度額とする。 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809
	空き家等利活用取得支援事業補助金 対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を購入した方（3親等以内の親族の購を除く。） ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約した方 内 容： 空き家等の取得費の10分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。 ※加算要件あり 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809
	空き家等利活用家賃支援事業補助金 対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を2年以上の賃貸借契約を締結した方（3親等以内の親族の購を除く。） 内 容： 15万円 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅 支 援	家庭用生ごみ処理機の補助 対象者： 町内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、 生ごみ処理機を適切に維持管理できる方 内 容： 生ごみ処理機（1世帯につき1基）と生ごみ処理容器（1世帯につき1組）の経費の1/2を補助する。 ※上限額…25,000円（千円未満は切り捨て） 問合せ： 《保健課 環境係》 Tel：0274-82-5490

類 分	事業名 （対象者・内容）
農業体験・就農支援	ふれあい農園事業 対象者： 農業者以外 内 容： 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。 区画 40～75㎡×14区画 1,600～1,900円/年間 問合せ： 《農林課 農業係》 TEL：0274-64-8806
その他	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金 対象者： ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済している保護者等で、下記の条件を満たす方 ・保護者等（ローン契約者）が下仁田町に居住し、町税等を滞納していないこと ・在学奨学生：奨学生が高校、大学等に在学していること（奨学生の居住地は問わない） ・社会人奨学生：奨学生が卒業後、実際に下仁田町に居住し、職に就いていること 内 容： 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン（高校生は月30,000円、大学生等は月50,000円）を借り、返済した場合に、奨学生の在学中は返済した利息相当額を、卒業後は就労し下仁田町に居住している期間に返済した元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度 問合せ： 《企画課 地域創生係》 TEL0274-64-8809 移住促進奨励金制度 対象者： 令和5年1月1日以降に町外から移住した50歳未満の方で2人以上の世帯を要し、以下の条件を満たす方 ・5年以上継続して居住する意思を有する方 ・就業が決定している方（別途就業要件あり） など 内 容： 年内に転入された交付対象世帯に翌年の年度末までに一律50万円を交付。 問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809